

議案第 5 号

上水道布設第 5 期拡張事業等に係る繰出しについての一部改正について

上水道布設第 5 期拡張事業等に係る繰出しについての一部改正を次のように定める。

平成27年 8 月 5 日 提出

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

上水道布設第 5 期拡張事業等に係る繰出しについての一部改正

上水道布設第 5 期拡張事業等に係る繰出しについて（平成 4 年議案第 2 号議決）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～4 省略 5 第 1 項第 4 号に規定する「割賦負担金」について、琵琶湖総合開発事業及び日吉ダム建設事業に係る割賦負担金の繰上償還を行う場合の繰出金の額は、繰上償還を行う前の元金の 3 分の 1 に相当する額と繰上償還を行った後の利息の 3 分の 1 に相当する額との合計額とする。 6 省略	附 則 1～4 省略 5 第 1 項第 4 号に規定する「割賦負担金」について、琵琶湖総合開発事業に係る割賦負担金の繰上償還を行う場合の繰出金の額は、繰上償還を行う前の元金の 3 分の 1 に相当する額と繰上償還を行った後の利息の 3 分の 1 に相当する額との合計額とする。 6 省略
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附 則

(施行期日)

この議決は、議決の日から施行する。

(理由)

独立行政法人水資源機構に対する日吉ダム建設事業割賦負担金の一部繰上償還に伴う当該割賦負担金に係る繰出しについて、所要の改正を行うものである。